１　調査の対象及び期間

我が国の出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の状況を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とした人口動態調査のうち、東京都における日本人の出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数が対象

（１）出生・死亡

「戸籍法」により、令和５年中に届けられたものの中から、令和４年以前に発生したものを除き、令和６年１月14日までに届けられた令和５年発生のものを加えたものである。

（２）婚姻・離婚

「戸籍法」により、令和５年中に届けられたものである。

（３）死産

「死産の届出に関する規程」により、令和５年中に届けられたものの中から、令和４年以前に発生したものを除き、令和６年１月14日までに届けられた令和５年発生のものを加えたものである。

２　調査方法

区市町村長が、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の届出書に基づき、人口動態調査票を作成し、保健所長、都道府県知事を経由して厚生労働省に提出する。

３　集計・公表

全国分、都道府県単位での集計・公表は厚生労働省で行い、東京都分の区市町村単位、保健所単位（婚姻、離婚を除く。）等については、厚生労働省のデータを基に東京都保健医療局で集計した。

４　表中の記号

計数のない場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　－

計数不明又は計数を表章することが不適当な場合　　　…

数値微少（0.05未満）の場合　　　　　　　　　　 0 又は0.0

統計項目のありえない場合　　　　　　　　　　　　　・

減少数（率）の場合　　　　　　　　　　　　　　　　△

５　用語・率の説明

（１）用語

ア　自然増減

出生数から死亡数を減じたもの

イ　乳児死亡

生後１年未満の死亡

ウ　新生児死亡

生後４週未満の死亡

エ　早期新生児死亡

生後１週未満の死亡

オ　死産

妊娠満12週(妊娠第４月)以後の死児の出産

カ　周産期死亡

妊娠満22週(154日)以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

キ　合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年の年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの子供の数に相当する。

なお、算出に用いた出生数の15歳及び49歳には、それぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

（２）率

ア　出生・死亡・自然増減・婚姻・離婚率

人口千対（ただし、第8,9,10,11,12表の死亡率は人口10万対）

イ　乳児・新生児・早期新生児死亡率

出生千対（ただし、第13表の乳児死亡率は出生10万対）

ウ　周産期死亡率・妊娠満22週以後の死産率

出産千対 (出産は出生＋妊娠満22週以後の死産）

エ　死産率

出産千対 (出産は出生＋妊娠満12週以後の死産）

６　利用上の注意

（１）今回集計した数値は、「令和５年(2023)人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）の東京都分の数値である。

（２）第10表及び第11表の東京都の年齢階級別死亡率の算定には、人口推計（総務省統計局）各年10月１日現在「都道府県，年齢（５歳階級），男女別人口－総人口，日本人人口」を用いている。ただし、平成27年以前は、当年及び翌年の１月１日現在の住民基本台帳人口を用いて、「当年中の増減数×9/12＋当年当初人口」の計算式により10月１日現在の人口を推計し、各年齢階級の構成割合を算定・分解した数値を用いている。このため、年次比較の際は注意が必要である。

（３）東京都全体の合計特殊出生率は、厚生労働省で算出しており、平成26年以前は国勢調査の年と国勢調査の年以外で以下のとおり計算方法が異なる。このため、年次比較の際は注意が必要である。

なお、平成27年以降は、国勢調査の年以外の年も含めて下記①の数値により合計特殊出生率を算出している。

①　平成26年以前の国勢調査の年及び平成27年以降の合計特殊出生率の算出に使用する数値

分子：母の年齢別出生数（日本人）

分母：10月１日現在における15歳から49歳までの日本人女性人口

②　平成26年以前の国勢調査の年以外の合計特殊出生率の算出に使用する数値

分子：母の年齢別出生数（日本人）

分母：10月１日現在における15歳から49歳までの女性総人口（外国人を含む）

※平成26年以前の国勢調査の年以外は、都道府県別・年齢階級別日本人人口のデータがないため、厚生労働省では、女性総人口（外国人を含む。）を用いて計算している。

（４）東京都区市町村別の合計特殊出生率は、東京都で算出しており、厚生労働省で算出する東京都全体の合計特殊出生率と計算方法が異なる。このため、東京都全体と東京都区市町村別の合計特殊出生率を比較する際には、注意が必要である。

＜東京都区市町村別の合計特殊出生率の算出に使用する数値＞

分子：母の年齢別出生数（日本人）

分母：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和６年１月１日現在）」

（東京都総務局統計部）の15歳から49歳までの日本人女性人口

（５）外国人、外国（公海上を含む。）における事件発生は除いている。

（６）死因分類及び表章は、平成29年１月から「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10（2013年版））」に準拠して設定される「疾病、傷害及び死因の統計分類（平成27年２月13日総務省告示第35号）」による。

（７）区市町村の分類は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

（８）「全国」の数値のうち、昭和47年以前は沖縄県を含まない数値である。

７　結果の公表

|  |
| --- |
| 人口動態統計年報（確定数） |
| 時期 | 11月上旬頃（国勢調査年を除く。） |
| 方法 | ホームページ掲載、報告書の発行 |

【ホームページ掲載場所】

東京都保健医療局ホームページ> 保健・医療を支える体制づくり > 調査・統計 > 人口動態統計

【URL】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/